

I 旭川市の概況

1 沿革

上川地方には2万年前頃から人の生活が始まっている。

14世紀前後にアイヌ文化が形成されたが、上川もその文化の担い手であるアイヌの人たちの世界であった。

18世紀になって、北海道の重要性に注目した当時の徳川幕府は、この地に多くの探検家を送り込んだ。

明治2年に北海道を統括する開拓使が設けられ、蝦夷地を北海道と改称して、11国86郡の行政区画が設定され、上川盆地一体は石狩国上川郡となった。

当時の上川は強風もなく、高燥平坦で肥沃な大地があり、幾数十年も移出できる樹木や試作した穀菜類の成育が優れているという報告に強い印象を受けた司法大輔、岩村通俊卿は、明治18年に永山武四郎（屯田兵本部長）とともに近文山に上って国見を行い、この地に「北京を置くの議」を明治15年に続き再び政府に提出した。

明治22年には岩村長官の後任となった第二代北海道庁長官永山武四郎の建議に対して、当時の宮内大臣から総理大臣に「上川郡のうちに他日一都府を立て、離宮を設けるよう仰せいだされ候」との宣達が出されたが、計画は日の目を見ることなく、歴史の中に消え、今も幻の上川離宮を物語る碑が建っている。

「旭川」という地名は開村の告示で村名として登場したのが最初である。

地名の由来については、忠別川のアイヌ語で「チュプ・ペツ」を語源にしている説がよく知られている。「チュプ」は「日」の、「ペツ」は「川」の意味で、「日」を「旭」に置き換えて「旭川」と意識して名付けたといわれているが、諸説があって定かではない。

本市は、明治23年9月20日に上川郡に初めて旭川村、永山村、神居村の3村が置かれ、明治24年から開発の尖兵として屯田兵が入植し、旭川は上川を中心として開拓が進められた。

明治31年には鉄道が開通、明治33年には旭川村から旭川町に改称され、翌年札幌から第七師団が移駐するなど、産業・経済の基盤が成立し、道北の要としての使命を担ってきた。さらに先人たちの偉大な努力により大正11年8月市制施行、昭和30年から近隣町村との合併が進み、昭和45年に人口30万人、昭和58年には人口36万人を超え、北海道では札幌に次ぐ第2の都市となった。

また、主要国道4本、JR4線の始終点となっているほか、平成2年10月、道央自動車道が旭川まで開通、さらに平成9年2月、旭川空港2,500m滑走路が供用開始されるなど、北北海道の中核都市のみならず、道北・道東地域の商業流通の拠点都市として着実に発展を遂げている。

平成12年4月1日、道内初の中核市に移行するとともに、「世界にきらめくいきいき旭川～笑顔と自然あふれる北の拠点～」を目指す都市像として掲げ、市民が高い志と誇りを持ちながら、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めている。

2 位置と地勢

旭川市は北海道のほぼ中央に位置し、東経142度21分、北緯43度46分（市役所位置）に当たる。

東は東神楽町、当麻町、上川町及び東川町に、西は深川市に、南は芦別市及び美瑛町に、北は鷹栖町、比布町、和寒町及び幌加内町に接している。

面積は、747.66km²を擁し、地形は、海面上約112.1m（市役所位置）の高原地帯で地勢は一般に平坦である。秀麗大雪を望む上川盆地の中心で、大雪山連峰を水源とする石狩川の中央部を貫流し、牛朱別川・忠別川・美瑛川と合流する「川のまち」であり、北海道自然博物館ともいえる神居古潭の景勝をつくっている。

気候は、上川盆地の中心部に位置することから、典型的な内陸型気候条件を有しており、夏には気温が30度を超える反面、厳冬期には氷点下20度を下回る日もあり、その差が約50～60度に達するなど、極めて四季の変化に富んだ地域であるが、有感地震、風水害ともまれである。

また、降雪期間は年間約5か月間に及んでおり、北方地域としての特性を持っている。

人 口	3 1 3, 6 4 9 人	(令和7年7月1日現在)
世帯数	1 7 6, 9 0 6 世帯	(令和7年7月1日現在)

Ⅱ 教育委員会の組織

1 教育長及び委員

(令和7年5月1日現在)

役職名	氏名	職業	任期	就任年月日
教育長	野崎 幸宏	—	R 4. 12. 13～R 7. 12. 12	R 4. 10. 7
教育長職務代理者	伊東 義晃	無職	R 6. 10. 14～R10. 10. 13	R 6. 10. 14
委員	近藤 美保	薬剤師	R 3. 11. 10～R 7. 11. 9	H28. 10. 14
委員	山崎 與吉	会社役員	R 5. 10. 19～R 9. 10. 18	R元. 10. 19
委員	坂田 葉子	医師	R 4. 10. 11～R 8. 10. 10	R 4. 10. 11

2 教育委員会会議(令和6年4月～令和7年3月)

(1) 開催数及び付議事項数

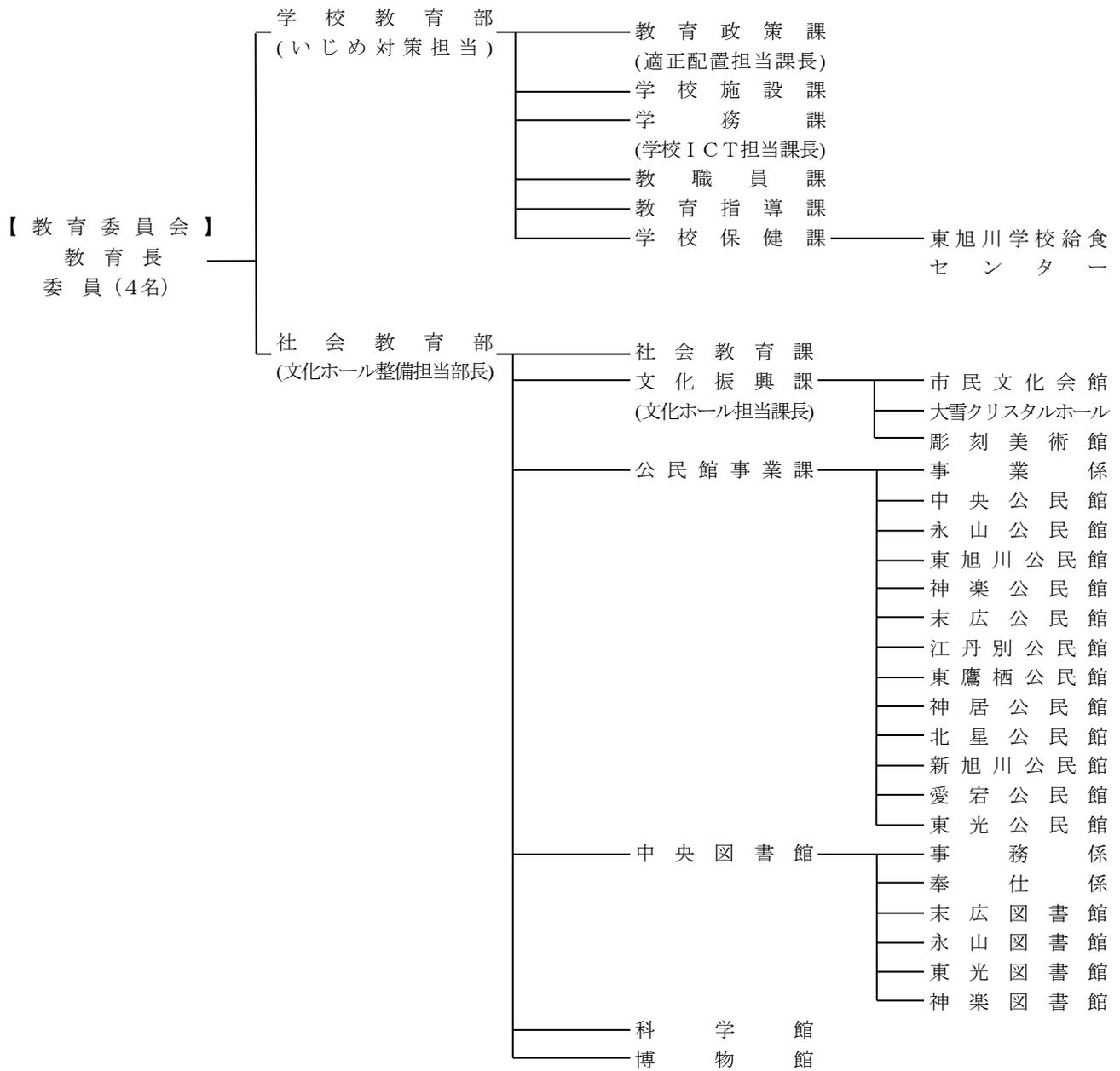
区分	開催数	付議事項数
定例会	12	144
臨時会	3	7
合計	15	151

(2) 開催状況

会議名	開催日	付議事項数
令和6年4月定例	R6. 4. 23	15
令和6年5月定例	R6. 5. 17	16
令和6年6月定例	R6. 6. 28	9
令和6年7月定例	R6. 7. 17	6
令和6年8月第1回臨時	R6. 8. 6	2
令和6年8月第2回臨時	R6. 8. 7	1
令和6年8月定例	R6. 8. 9	11
令和6年8月第3回臨時	R6. 8. 20	4
令和6年9月定例	R6. 9. 6	10
令和6年10月定例	R6. 10. 11	9
令和6年11月定例	R6. 11. 19	9
令和6年12月定例	R6. 12. 23	9
令和7年1月定例	R7. 1. 22	9
令和7年2月定例	R7. 2. 6	23
令和7年3月定例	R7. 3. 24	18

3 行政組織

(令和7年4月1日現在)



4 事務分掌

学校教育部

主幹付（いじめ対策担当）

- (1) いじめの防止等の対策の企画、調整等に関する事。
- (2) いじめの未然防止の取組に関する事。
- (3) いじめの早期発見の取組に関する事。
- (4) いじめ事案への対処の取組に関する事。

教育政策課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育行政の企画、立案及び調整に関する事。
- (3) 規則等の審査並びに制定及び改廃に関する事。
- (4) 公告式に関する事。
- (5) 教育委員会所管に係る予算の編成、決算の総括及び調整に関する事。
- (6) 部内の予算の管理に関する事。
- (7) 部内事務事業等の進行管理に関する事。
- (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する事。
- (9) 部内事務事業等の市民参加及び広聴広報に関する事。
- (10) 陳情及び請願に関する事。
- (11) 教育行政に関する相談に関する事。
- (12) 地方教育費及び教育行政費の調査又は報告に関する事。
- (13) 渉外及び儀式に関する事。
- (14) 事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- (15) 部内所属職員の服務等に関する事。
- (16) 部内の事務改善及び職場研修に関する事。
- (17) 事務局の総合調整に関する事。
- (18) 職員団体に関する事。
- (19) 公印に関する事。
- (20) 事務局及び部内文書の管理に関する事。
- (21) 部所属財産の総括に関する事。
- (22) 小中学校の物品、中央図書館及び地区図書館の閲覧用図書、博物館の陳列物品並びに井上靖記念館の展示資料の管理指導に関する事。
- (23) 小中学校の適正配置に関する事。
- (24) 小中学校の設置及び廃止に関する事。
- (25) 通学区域に関する事。
- (26) その他部内他課係に属しない事。

学校施設課

- (1) 小中学校の施設整備計画に関する事。
- (2) 小中学校校舎及び屋内運動場の新增築、改築及び大規模改造に関する事。
- (3) 小中学校屋外教育環境施設、学校体育諸施設等の整備に関する事。
- (4) 小中学校施設整備に係る補助、起債等に関する事。
- (5) 小中学校施設及び附帯設備の維持管理、改修及び修繕に関する事。

- (6) 小中学校施設の防衛施設周辺防音事業等に関する事。
- (7) 小中学校施設の警備に関する事。
- (8) 小中学校施設による電波障害の改善対策に関する事。
- (9) 小中学校教育用財産（物品を除く。）の取得及び処分に関する事。
- (10) 小中学校施設台帳の整備に関する事。
- (11) 小中学校施設の実態調査に関する事。
- (12) 小中学校施設の使用に関する事。
- (13) 小中学校施設の事故報告に関する事。
- (14) 教員住宅に関する事。
- (15) 小中学校の環境の整備その他の用務の指導助言等に関する事。

学務課

- (1) 学齢児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。
- (2) 教科書、副読本その他教材の取扱いに関する事。
- (3) 特別支援教育の振興及び調整に関する事。
- (4) 学校行事に関する事。
- (5) 小中学校の教材、教具等の整備に関する事。
- (6) 就学援助に関する事。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。
- (8) 小中学校のICT環境の整備に関する事。
- (9) 小中学校のICT環境の維持管理に関する事。

教職員課

- (1) 教職員の任免及び給与の内申に関する事。
- (2) 教職員の服務並びに分限及び懲戒の内申に関する事。
- (3) 教職員の研修に関する事。
- (4) 教職員の免許状の進達に関する事。
- (5) 教職員の福利厚生に関する事。
- (6) 小中学校の組織編制に関する事。
- (7) 教職員の表彰、叙勲等の進達に関する事。
- (8) 教職員の職員団体に関する事。
- (9) 教職員の人事評価制度に関する事。

教育指導課

- (1) 教育課程、学習指導、生徒指導、教材等の取扱いその他学校運営の指導助言に関する事。
- (2) 小中学校教育の専門的事項の指導助言に関する事。
- (3) 学校訪問指導の計画及び実施に関する事。
- (4) 教育内容及び教育方法等の調査研究に関する事。
- (5) 児童生徒の事故報告に関する事。
- (6) 教職員の研修会の企画及び運営に関する事。

学校保健課

- (1) 小中学校の衛生管理に関する事。
- (2) 児童生徒の健康管理に関する事。

- (3) 就学時の健康診断及び健康相談に関する事。
- (4) 学校保健会に関する事。
- (5) 学校医に関する事。
- (6) 児童生徒の交通安全及び通学路の安全に関する事。
- (7) 学校給食の総合計画に関する事。
- (8) 学校給食の開設、変更及び廃止に関する事。
- (9) 学校給食の備品及び器材に関する事。
- (10) 学校給食基幹物質の申請及び配分計画に関する事。
- (11) 学校給食物資共同購入委員会に関する事。
- (12) 学校給食に係る指導助言等に関する事。
- (13) 学校給食適正給食費の算出に関する事。
- (14) 学校給食献立作成に関する事。
- (15) 学校給食栄養調査及び研究に関する事。

【東旭川学校給食センター】

- (1) 東旭川学校給食センターの予算及び決算に関する事。
- (2) 物品の保管に関する事。
- (3) 施設及び設備の管理に関する事。
- (4) 学校給食運営委員会に関する事。
- (5) 食材料の鮮度、計量等の検査に関する事。
- (6) 献立及び栄養に関する事。
- (7) 給食の調理供給に関する事。
- (8) 保健衛生に関する事。
- (9) その他庶務に関する事。

社会教育部

社会教育課

- (1) 社会教育の計画に関する事。
- (2) 社会教育に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 生涯学習推進本部に関する事。
- (4) 社会教育委員に関する事。
- (5) 社会教育機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (6) 社会教育関係団体の育成指導に関する事。
- (7) 社会教育施設の設置に関する事。
- (8) 部内所属職員の服務等に関する事。
- (9) 部内の事務改善及び職場研修に関する事。
- (10) 部内の予算編成及び執行管理に関する事。
- (11) 部内の事務事業等の企画、調整及び進行管理に関する事。
- (12) 部内の事務事業等の市民参加及び広聴広報に関する事。
- (13) 部長公印及び部内文書管理に関する事。
- (14) その他部内他課係に属しない事。

文化振興課

- (1) 学術、芸術その他の文化の振興に関する事。
- (2) 文化団体の育成指導等に関する事。

- (3) 文化財の保護等に関する事。
- (4) ユネスコ活動に関する事。
- (5) 文化財審議会に関する事。

【旭川市民文化会館】

- (1) 会館の運営計画に関する事。
- (2) 会館の使用許可に関する事。
- (3) 会館の管理に関する事。
- (4) 会館の庶務に関する事。
- (5) 公印及び文書管理に関する事。
- (6) 各種公演、展示等の企画及び実施に関する事。
- (7) 舞台等の利用に係る相談及び指導に関する事。
- (8) 舞台機構の操作に関する事。
- (9) 市民文化会館運営審議会に関する事。
- (10) その他会館に関する事。

【旭川市大雪クリスタルホール】

- (1) 音楽堂及び国際会議場の運営計画に関する事。
- (2) 音楽堂及び国際会議場の使用許可に関する事。
- (3) クリスタルホールの管理に関する事。
- (4) クリスタルホール（博物館を除く。以下同じ。）の庶務に関する事。
- (5) 公印及びクリスタルホールの文書管理に関する事。
- (6) 音楽堂及び国際会議場に係る公演、会議等に関する事。
- (7) 音楽堂に係る自主事業の企画及び実施に関する事。
- (8) 音楽堂等運営協議会に関する事。
- (9) その他博物館に属しない事。

【中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館】

- (1) 彫刻及び彫刻に係る美術の振興に関する事。
- (2) 彫刻美術館の運営計画に関する事。
- (3) 彫刻美術館の観覧及び使用に関する事。
- (4) 彫刻美術館の庶務に関する事。
- (5) 公印及び文書管理に関する事。
- (6) 作品等の収集、保管、展示及び調査研究に関する事。
- (7) 作品等の説明、指導及び助言に関する事。
- (8) 作品等に係る図録等資料の作成頒布に関する事。
- (9) 作品等に係る講演会等の企画及び実施に関する事。
- (10) 彫刻美術館協議会に関する事。
- (11) その他彫刻美術館に関する事。

公民館事業課

【事業係】

- (1) 公民館事業の推進及び調整に関する事。
- (2) 公民館の維持管理及び利用促進の総括及び調整に関する事。
- (3) 生涯学習活動団体の育成指導等の推進及び調整に関する事。
- (4) 公民館の庶務事務の総括及び事業活動に係る連絡調整に関する事。
- (5) 公民館運営協議会に関する事。

- (6) 学習機会の企画及び実施に関すること。

【公民館】

- (1) 公民館の運営計画に関すること。
- (2) 公民館の使用承認に関すること。
- (3) 公民館の管理に関すること。
- (4) 公民館の庶務に関すること。
- (5) 公印及び文書管理に関すること。
- (6) 公民館の利用促進に関すること。
- (7) 学習機会の企画及び実施に関すること。
- (8) 社会教育関係団体の支援及び生涯学習活動団体の育成指導等に関すること。
- (9) 公民館分館に関すること（分館を置く公民館に限る。）。
- (10) その他公民館に関すること。

旭川市中央図書館

【事務係】

- (1) 図書館の運営計画に関すること。
- (2) 図書館の管理に関すること。
- (3) 図書館の庶務に関すること。
- (4) 公印及び文書管理に関すること。
- (5) 地区図書館及び図書館分室との庶務事務に係る連絡調整に関すること。
- (6) 協議会に関すること。
- (7) その他他係に属しないこと。

【奉仕係】

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の利用に関すること。
- (3) 集会、展示等の企画及び実施に関すること。
- (4) 郷土資料等の出版に関すること。
- (5) 読書の普及啓発に関すること。
- (6) 図書館資料の館外奉仕活動に関すること。
- (7) 地区図書館及び図書館分室との奉仕活動に係る連絡調整に関すること。
- (8) その他奉仕活動に関すること。

【地区図書館】

- (1) 地区図書館の運営計画に関すること。
- (2) 地区図書館の庶務に関すること。
- (3) 公印及び文書管理に関すること。
- (4) 図書館資料の収集及び整理に関すること。
- (5) 図書館資料の利用に関すること。
- (6) 集会、展示等の企画及び実施に関すること。
- (7) 読書の普及啓発に関すること。
- (8) その他地区図書館に関すること。

旭川市科学館

- (1) 科学館の運営計画に関すること。

- (2) 科学館の観覧及び使用に関する事。
- (3) 科学館の展示に関する事。
- (4) 科学館の講座、実験実習その他の事業に関する事。
- (5) 科学館の調査研究及び資料作成に関する事。
- (6) 科学館のプラネタリウム、天文台及び野外自然観察空間に関する事。
- (7) 科学館の施設・設備の保守点検及び維持管理に関する事。
- (8) 科学館の庶務に関する事。
- (9) 公印及び文書管理に関する事。
- (10) 協議会に関する事。
- (11) その他科学館に関する事。

旭川市博物館

- (1) 博物館の運営計画に関する事。
- (2) 博物館の観覧及び使用に関する事。
- (3) 博物館の展示に関する事。
- (4) 博物館の講座、実験実習その他の事業に関する事。
- (5) 博物館の調査研究及び資料作成に関する事。
- (6) 博物館の分館に関する事。
- (7) 博物館の施設・設備の保守点検及び維持管理に関する事。
- (8) 博物館の庶務に関する事。
- (9) 公印及び文書管理に関する事。
- (10) 博物館協議会に関する事。
- (11) その他博物館に関する事。

Ⅲ 令和7年度予算

1 令和7年度旭川市予算(当初)

(1) 令和7年度旭川市当初予算(総括表)

(単位:千円)

年度別・区分		令和7年度	令和6年度	増減	増減率(%)
会計名					
一般会計		180,140,000	171,570,000	8,570,000	5.0
特別会計	国民健康保険事業	34,124,432	35,683,988	△1,559,556	△4.4
	動物園事業	2,607,030	1,914,467	692,563	36.2
	公共駐車場事業	92,728	95,451	△2,723	△2.9
	育英事業	257,237	278,521	△21,284	△7.6
	介護保険事業	37,054,562	37,931,438	△876,876	△2.3
	母子福祉資金等貸付事業	157,369	280,012	△122,643	△43.8
	後期高齢者医療事業	6,578,574	6,539,988	38,586	0.6
	水道事業	13,299,584	13,042,571	257,013	2.0
	下水道事業	15,708,484	14,710,325	998,159	6.8
	病院事業	16,582,715	15,983,115	599,600	3.8
	小計	126,462,715	126,459,876	2,839	0.0
合計		306,602,715	298,029,876	8,572,839	2.9

(2) 令和7年度旭川市一般会計当初予算(歳入・歳出)

(単位:千円、%)

歳入			歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
市税	42,250,000	23.5	議会費	463,173	0.3
ゴルフ場利用税交付金	12,185	0.0	総務費	12,934,908	7.2
自動車取得税交付金	1	0.0	民生費	79,211,955	44.0
環境性能割交付金	83,000	0.0	衛生費	14,763,237	8.2
国有提供施設等所在市町村助成交付金	272,100	0.2	労働費	92,423	0.1
地方特例交付金	264,000	0.1	農林水産業費	2,021,032	1.1
地方交付税	38,502,000	21.4	商工費	7,263,333	4.0
交通安全対策金	47,000	0.0	土木費	15,666,602	8.7
地方譲与税	1,476,748	0.8	消防費	1,234,001	0.7
利子割交付金	24,000	0.0	教育費	10,892,623	6.0
配当割交付金	134,000	0.1	災害復旧費	58,300	0.0
株式等譲渡所得割交付金	228,000	0.1	公債費	16,048,413	8.9
法人事業税交付金	798,000	0.4	職員費	19,440,000	10.8
地方消費税交付金	9,000,000	5.0	予備費	50,000	0.0
分担金及び負担金	405,982	0.2			
使用料及び手数料	3,215,439	1.8			
国庫支出金	42,155,323	23.4			
道支出金	13,969,369	7.8			
財産収入	217,014	0.1			
寄附金	3,580,014	2.0			
繰入金	3,062,299	1.7			
繰越金	1	0.0			
諸収入	9,328,025	5.2			
市債	11,115,500	6.2			
歳入合計	180,140,000	100.0	歳出合計	180,140,000	100.0

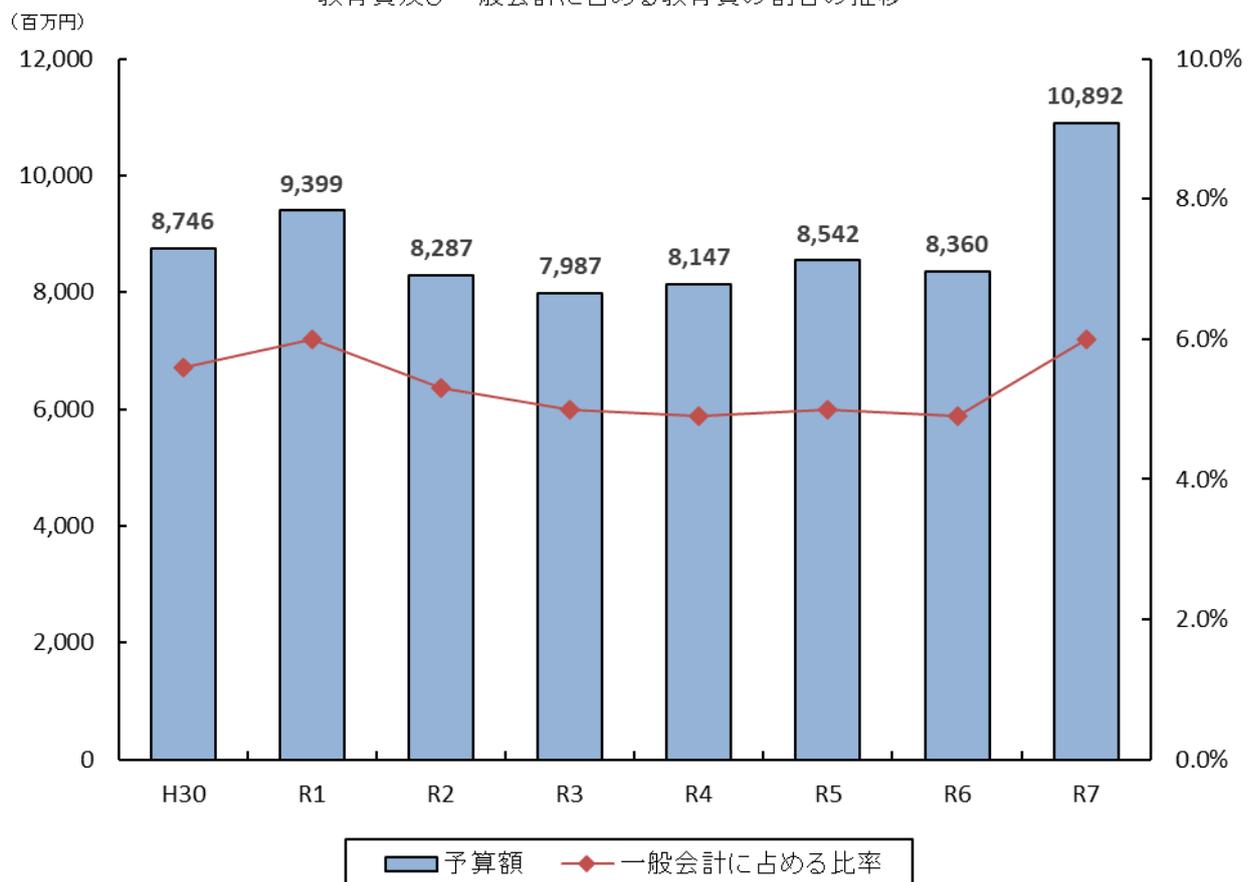
2 教育予算

(1) 旭川市一般会計予算と教育費の推移

(単位：千円)

年度	区分 一般会計	当 初 予 算 額		対前年度増減
		教 育 費		
		予 算 額	一般会計に占める比率	
H30	155,310,000	8,746,106	5.6%	58,925
R 元	157,070,000	9,399,781	6.0%	653,675
R 2	155,230,000	8,287,894	5.3%	△1,111,887
R 3	160,130,000	7,987,564	5.0%	△300,330
R 4	165,810,000	8,147,242	4.9%	159,678
R 5	169,270,000	8,542,414	5.0%	395,172
R 6	171,570,000	8,360,301	4.9%	△182,113
R 7	180,140,000	10,892,623	6.0%	2,532,322

教育費及び一般会計に占める教育費の割合の推移



(2) 令和7年度教育予算(当初)

(単位:千円)

項 目	教 育 費				
	令和7年度	財源内訳		令和6年度	増 減
		特定財源	一般財源		
10款 教育費	10,892,623	3,747,105	7,145,518	8,360,301	2,532,322
(教育委員会所管)	9,739,480	3,101,345	6,638,135	7,187,746	2,551,734
(学校教育部所管)	7,552,313	2,300,900	5,251,413	5,472,300	2,080,013
(社会教育部所管)	2,187,167	800,445	1,386,722	1,715,446	471,721
(総務部所管)	2,350	0	2,350	2,350	0
(子育て支援部所管)	41,637	19,110	22,527	43,860	△2,223
(観光スポーツ部所管)	1,109,156	626,650	482,506	1,126,345	△17,189
1項 教育総務費	1,410,081	1,160,457	249,624	196,184	1,213,897
1 教育委員会費	5,942	0	5,942	5,944	△2
2 事務局費	1,307,752	1,153,291	154,461	101,450	1,206,302
3 教育指導費	81,087	7,166	73,921	73,490	7,597
4 教育研修センター費	15,300	0	15,300	15,300	0
2項 小学校費	4,198,938	706,299	3,492,639	3,735,630	463,308
1 学校管理費	1,692,396	113,150	1,579,246	1,505,106	187,290
2 教育振興費	974,477	90,596	883,881	978,023	△3,546
3 維持修繕費	1,062,444	124,088	938,356	1,031,199	31,245
4 学校建設費	469,621	378,465	91,156	221,302	248,319
3項 中学校費	1,816,055	433,645	1,382,410	1,413,459	402,596
1 学校管理費	588,620	64,627	523,993	526,992	61,628
2 教育振興費	466,113	18,262	447,851	372,415	93,698
3 維持修繕費	754,797	349,256	405,541	511,127	243,670
4 学校建設費	6,525	1,500	5,025	2,925	3,600
4項 幼稚園費	13,243	0	13,243	12,987	256
1 振興費	13,243	0	13,243	12,987	256
5項 社会教育費	2,187,167	800,445	1,386,722	1,715,446	471,721
1 社会教育総務費	167,707	77,492	90,215	139,784	27,923
2 公民館費	320,130	42,725	277,405	271,197	48,933
3 図書館費	380,726	37,930	342,796	389,050	△8,324
4 博物科学館費	404,196	172,930	231,266	271,446	132,750
5 市民文化会館費	263,346	81,899	181,447	288,363	△25,017
6 大雪クリスタルホール費	569,474	379,561	189,913	286,521	282,953
7 彫刻美術館費	81,588	7,908	73,680	69,085	12,503
6項 保健体育費	1,236,395	627,149	609,246	1,253,372	△16,977
1 保健体育総務費	1,109,156	626,650	482,506	1,126,345	△17,189
2 学校給食共同調理所費	127,239	499	126,740	127,027	212
7項 私立学校等振興費	30,744	19,110	11,634	33,223	△2,479
1 私立学校等振興費	30,744	19,110	11,634	33,223	△2,479

(3) 事業費一覧（教育委員会所管分・当初予算）

ア 学校教育部所管事業

【10款 教育費】

(単位：千円)

	事業名	令和7年度 事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
教育総務費	管理事務費（委員会）	5,942	0	5,942
	管理事務費（事務局）	14,104	0	14,104
	廃校校舎等跡利用推進費	41	41	0
	公の施設（学校施設）建設基金積立金	14	14	0
	学校ICT環境整備費	1,293,593	1,153,236	140,357
	教育支援センター運営費	15,563	1,507	14,056
	英語教育推進費	39,196	0	39,196
	旭川市子ども議会費	72	0	72
	伝統文化体験費	498	0	498
	豊かな心を育成する教育推進費	300	0	300
	校内教育支援センター推進費	5,832	0	5,832
	教育支援活動促進費	275	0	275
	小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費	1,610	19	1,591
	教育指導費	4,285	999	3,286
	いじめ問題対策推進費	13,456	4,641	8,815
	上川教育研修センター運営負担金	15,300	0	15,300
	小学校費	管理事務費（教育政策課）	13,584	120
管理事務費（学務課）		9,563	0	9,563
学校給食管理費		797,102	7,613	789,489
給食施設整備費		14,198	1,500	12,698
食事環境整備費		7,187	0	7,187
学校給食支援システム管理費		14,054	0	14,054
学校給食費支援費		102,742	102,742	0
学校用務管理費		503,919	0	503,919
学校運営充実費		182,454	1,175	181,279
富沢ふれあいの家管理費		4,469	0	4,469
学校移転整備費		43,124	0	43,124
教育振興費		1,428	0	1,428
社会科副読本整備費		2,675	0	2,675
各種大会選手派遣等推進費		476	0	476
学校図書館活性化推進費		61,586	0	61,586
むし歯予防対策費		1,440	0	1,440
学校保健活動費		98,550	105	98,445
特別支援教育振興費		38,328	16,790	21,538
特別支援教育推進費		271,812	20,104	251,708
情報教育設備整備費		138,560	0	138,560
統廃合等通学支援費		43,430	0	43,430
就学助成費		304,997	53,597	251,400
教職員活動費		1,679	0	1,679
教職員健康増進費		7,766	0	7,766
教職員健康管理医事業費		1,750	0	1,750
PCB廃棄物処理費		638	0	638
学校施設管理費		889,291	112,588	776,703
学校施設補修費		85,203	0	85,203
学校施設大規模改修費		5,723	4,500	1,223
学校施設改修費		31,327	6,100	25,227

	事業名	令和7年度 事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
	学校照明LED整備費	48,962	0	48,962
	学校施設冷房設備整備費	1,300	900	400
	国有地借上費	4,604	0	4,604
	高台小学校PFI整備費	293	0	293
	学校施設大規模改造費	9,129	4,600	4,529
	豊岡小学校増改築費	373,278	314,165	59,113
	永山西小学校増改築費	82,317	59,700	22,617
中学校費	管理事務費（教育政策課）	2,094	154	1,940
	管理事務費（学務課）	2,504	0	2,504
	学校給食管理費	141,463	61	141,402
	給食施設整備費	250	0	250
	食事環境整備費	1,608	0	1,608
	学校給食費支援費	63,437	63,437	0
	学校用務管理費	266,979	0	266,979
	学校運営充実費	108,285	975	107,310
	学校移転整備費	2,000	0	2,000
	教育振興費	1,569	0	1,569
	スクールカウンセラー活用推進費	15,967	0	15,967
	体育・文化活動推進費	709	0	709
	各種大会選手派遣等推進費	9,455	0	9,455
	学校図書館活性化推進費	21,786	0	21,786
	学校保健活動費	48,623	0	48,623
	教科書指導書購入費（中学校）	70,155	0	70,155
	特別支援教育振興費	17,770	8,837	8,933
	情報教育設備整備費	75,287	0	75,287
	就学助成費	191,572	4,318	187,254
	教職員活動費	497	0	497
	教職員健康増進費	3,931	0	3,931
	教職員健康管理医事業費	899	0	899
	部活動指導員配置促進費	7,893	5,107	2,786
	学校施設管理費	399,488	55,356	344,132
	学校施設補修費	30,070	0	30,070
	学校施設大規模改修費	317,289	290,000	27,289
	学校施設改修費	7,950	3,900	4,050
	国有地借上費	2,925	0	2,925
	学校施設大規模改造費	3,600	1,500	2,100
保健体育費	東旭川学校給食センター管理費	127,239	499	126,740

イ 社会教育部所管事業

【10 款 教育費】

(単位：千円)

	事業名	令和7年度 事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会教育総務費	社会教育振興費	20,398	0	20,398
	生涯学習振興費	1,221	15	1,206
	ジオパーク構想推進費	16,100	0	16,100
	地域学校協働活動推進費	249	78	171
	文化振興費	4,715	0	4,715
	常磐館管理費	22,279	1,757	20,522
	文化芸術活動振興費	20,499	1,677	18,822
	文化芸術振興基金積立金	4,308	4,308	0
	旭川ミュージックウィーク開催負担金	3,700	1,000	2,700
	文化財保存費	2,518	0	2,518
	優優良織普及促進事業補助金	3,027	0	3,027
	アイヌ施策推進費	11,226	11,190	36
	アイヌ施策推進基金積立金	57,467	57,467	0
公民館費	公民館管理費	211,638	18,526	193,112
	神楽市民交流センター管理費	61,076	684	60,392
	公民館事業活動費	4,135	32	4,103
	地域を支えるシニア世代人材育成費	9,006	0	9,006
	公民館補修費	34,275	23,483	10,792
図書館費	図書館管理費	311,992	16,230	295,762
	図書資料整備費	43,269	0	43,269
	図書館事業活動費	1,265	0	1,265
	図書館補修費	24,200	21,700	2,500
博物科学館費	科学館管理費	226,938	22,050	204,888
	科学館事業活動費	2,373	2,227	146
	プラネタリウム整備費	7,920	0	7,920
	科学館補修費	129,679	123,660	6,019
	科学館施設整備基金積立金	8,024	8,024	0
	科学館特別展開催費	5,280	1,600	3,680
	博物館管理費	17,420	9,525	7,895
	博物館企画展示費	546	0	546
	アイヌ文化振興費	3,248	3,248	0
市民文化会館費	郷土学習振興費	272	100	172
	アイヌ文化伝承のコタン整備費	2,496	2,496	0
	文化会館管理費	231,067	74,264	156,803
	文化会館設備費	16,330	0	16,330
大雪クリスタルホール費	文化会館自主文化事業費	7,627	7,635	△8
	文化施設等整備費	8,322	0	8,322
	大雪クリスタルホール管理費	184,697	32,911	151,786
彫刻美術館費	音楽堂自主文化事業費	4,977	5,050	△73
	大雪クリスタルホール補修費	379,800	341,600	38,200
	彫刻美術館管理費	39,913	2,053	37,860
	中原悌二郎賞関係費	6,105	3,053	3,052
	彫刻美術館事業活動費	5,153	534	4,619
	旭川彫刻フェスタ開催負担金	300	150	150
	野外彫刻管理費	353	0	353
	彫刻美術館改修費	2,310	0	2,310
	公の施設（彫刻公園）建設基金積立金	156	156	0
	井上靖記念館管理費	27,298	1,962	25,336

IV 基本計画

1 第2期旭川市学校教育基本計画の推進

(1) 策定の趣旨

学校教育行政を推進するに当たり、学習指導要領の改訂や国の教育振興基本計画などを踏まえ、今後の本市の学校教育の計画的な推進に向けての基本的な方向性と、それを実現するための具体的な施策を体系的に示す「第2期旭川市学校教育基本計画」を策定する。

(2) 計画の期間

令和元年度から令和9年度までとし、計画期間の半ばである令和5年度に、国の第4期教育振興基本計画や北海道教育推進計画、社会情勢の変化、新たな教育的ニーズ等を踏まえ改訂した。

(3) 計画の内容

ア I 基本理念

基本理念とその趣旨を示す。

イ II 目指す子ども像

基本理念の実現に向けて、3つの目指す子ども像を示す。

ウ III 計画の体系

基本計画の全体像を体系的に示す。

エ IV 目標と基本施策及び取組

目指す子ども像の実現に向けて、3つの目標、7つの基本施策、さらに基本施策に18の取組と23の指標を示す。

オ V 計画の推進

計画の推進に当たっては、「計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action)」のPDCAマネジメントサイクルを活用し、毎年度、点検・評価を行うことで成果を客観的に検証するとともに、課題等を明らかにして翌年度以降の施策・事業等の展開に反映させる。

2 旭川市社会教育基本計画の推進

(1) 策定の趣旨

社会教育行政を推進するに当たり、「第8次旭川市総合計画」に掲げた生涯学習社会の実現に向けて基本的方向性（理念、基本目標）を共有し、社会教育行政振興に資する基本施策・主な取組を体系的に示し、計画的な展開を図ることを目的として、「旭川市社会教育基本計画」を策定する。

(2) 計画の期間

平成28年度から令和9年度までとし、令和4年度に中間見直しを行った。

(3) 計画の内容

ア 第1章 基本的な考え方

基本計画策定の経緯や趣旨、期間のほか、見直しの方向性などを示す。

イ 第2章 基本方針

2つの基本理念と、その実現に向けて求められる社会教育行政推進の在り方を5つの基本目標として示す。

ウ 第3章 基本計画

5つの基本目標の考え方、成果目標と成果指標、その目標を達成するために必要な基本施策等を示す。

エ 第4章 現状と課題

これまでの基本計画の点検・評価の中で捉えられた現状と課題を示す。

オ 資料編

- ・ 成果指標一覧
- ・ 旭川市社会教育委員会議名簿
- ・ 旭川市社会教育委員会議における意見交換の経過

(4) 計画の推進

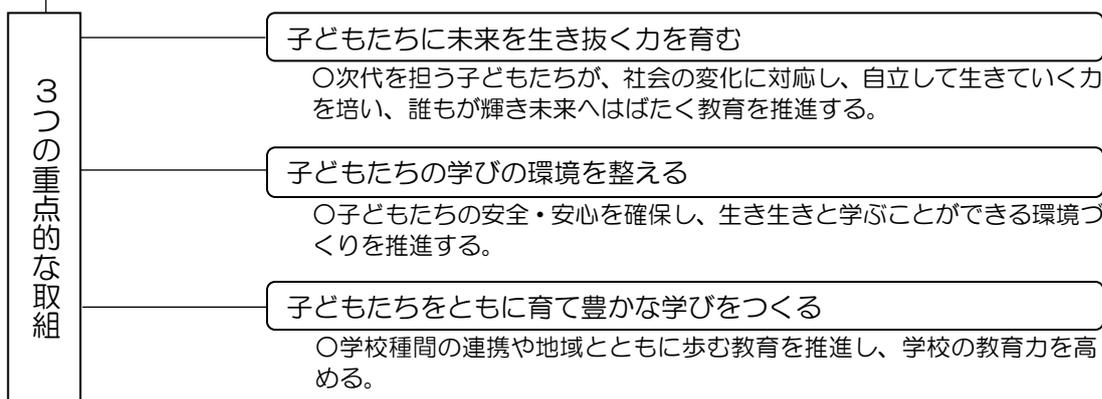
計画の推進に当たっては、「計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action)」のPDCAマネジメントサイクルを活用し、毎年度、点検・評価を行い、課題等を明らかにして改善を行うことで、翌年度以降の取組に反映させる。

V 令和7年度 教育行政方針

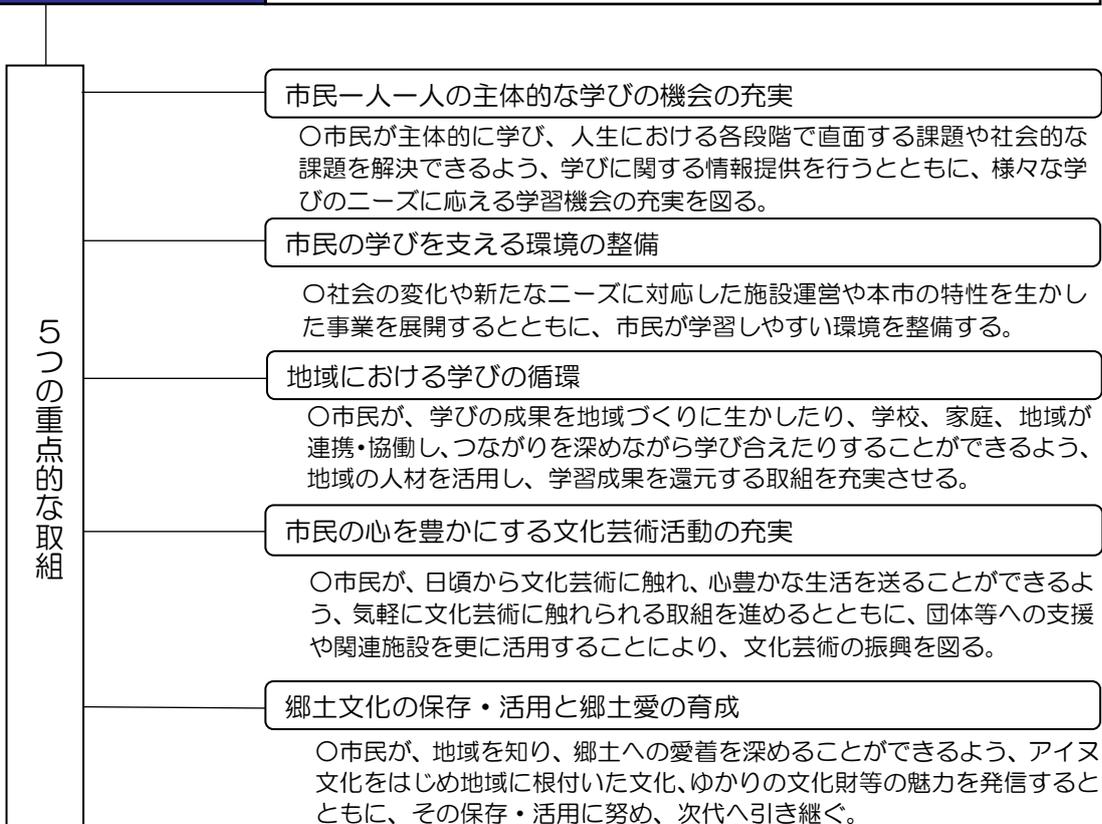
1 基本理念、基本的な考え及び重点的な取組

基本理念	主体的に学び力強く未来を拓く人づくり
-------------	--------------------

基本的な考え（学校教育）	未来を生き抜く力の育成や、学びの環境の整備、家庭や地域との連携・協働を推進する。
---------------------	--



基本的な考え（社会教育）	地域の魅力や資源を生かした学びの機会の充実と文化芸術活動の支援を推進する。
---------------------	---------------------------------------



2 令和7年度(2025年度)教育行政方針

『はじめに』

旭川市教育行政方針を申し上げます。

最初に、令和6年9月に、旭川市いじめ問題再調査委員会から市長へ提出されたいじめの重大事態に関わる報告書においていただいた厳しい御指摘を教育委員会として大変重く受け止めるとともに、未来ある命を救うことができなかつたことへの責任の重さを改めて痛切に感じております。亡くなられた廣瀬爽彩さんと御遺族に深くお詫び申し上げますとともに、心から哀悼の意を表します。いじめ防止対策を最重要課題として、これまで様々な取組を進めてまいりましたが、再調査報告書でいただいた提言を十分に踏まえ、市長部局と一体的な取組による旭川モデルを一層推進するとともに、学校でのいじめ防止対策の充実に取り組み、本市の児童生徒が安心して学び、生活できる教育環境の整備を進めてまいります。

さて、情報技術やグローバル化、人口減少や少子高齢化が進展する中、大きな社会の変化に対応していくためには、一人一人が未知の場面や状況にあっても、自ら課題を発見し、自分の強みや他者との協働を基に、課題解決に向けて主体的に行動していく力が求められます。

教育委員会といたしましては、旭川市教育大綱の基本方針であります「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」の実現を目指し、関係機関等との連携を図りながら、教育行政を推進してまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に、教育行政推進の重点的な取組について申し上げます。

『学校教育推進の基本的な考え』

はじめに学校教育についてであります。

子どもたちが、ふるさと旭川への愛着と誇りを持ち、それぞれの夢や目標の実現に向けて、力強く未来へとはばたくことができるよう、社会の変化に対応し自立して生きていく力を育むとともに、安全で安心な教育環境の整備と学校・家庭・地域の連携・協働を推進してまいります。

令和7年度におきましては、「第2期旭川市学校教育基本計画」に基づき、3つの重点的な取組を進めてまいります。

子どもたちに未来を生き抜く力を育む

重点的な取組の1つ目は、「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」であります。

確かな学力の育成に向けましては、各学校において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学びの実現」を図る授業改善が一層進められるよう、文部科学省の指定事業等におけるICT活用等の好事例の普及や、授業力の向上に資する教職員研修の充実を図ってまいります。

また、全国学力・学習状況調査結果における児童生徒の実態を踏まえた指導の改善策やタブレットを使った授業実践のポイントをまとめた指導資料について、学校訪問を通じて活用の促進を図ってまいります。

英語教育につきましては、各学校にALT及び小学校外国語活動サポーターを派遣するほか、長期休業中の児童生徒向けイングリッシュ・チャレンジ教室を実施し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、ALTを講師とした教職員向け研修会を開催し、英語力及び指導力の向上を図ってまいります。

いじめ防止対策につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例や旭川市いじめ防止基本方針に基づく施策に加え、動画教材等を活用した情報モラル教育の一層の充実など、再調査結果を踏まえた再発防止対策を推進してまいります。

いじめ対策に係る研修や学校訪問の実施、いじめ対策コーディネーターによる指導助言や、新たに市内の中学校2校に兼務配置する(仮称)いじめ対策官による支援のほか、スクールカウンセラーの配置や派遣による相談体制の充実を通じて、いじめの積極的かつ幅広い認知や迅速な対処について、組織的な対応を徹底してまいります。

また、関係機関や団体と連携した人権教育の実施や生活・学習Actサミットの開催を通じた児童生徒の主体的な活動の支援など、いじめの未然防止に向けた取組を推進してまいります。

不登校への対応につきましては、児童生徒の多様な学びの場の確保に向け、教育支援センター「ゆっくらす」における、対面やICTを活用した遠隔による支援を継続するほか、学校において自分のクラスに入りにくい児童生徒が落ちついて学習できる環境として整備する校内教育支援センターのモデル校を新たに指定して支援員を配置してまいります。

また、スクールカウンセラーとの面談のほか、教職員による教育相談や家庭訪問を実施するなど、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を引き続き進めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、道徳教育の一層の充実を目指した教職員研修を実施し、指導力の向上を図るほか、パラアスリートを講師としたワークショップ型授業などの体験活動を充実してまいります。

健やかな体の育成につきましては、児童生徒の実態を踏まえた体育・保健体育の授業改善や年間を通した運動機会の確保に向け、北海道教育委員会の事業を活用した訪問指導や教職員研修を実施し、児童生徒の体力向上を図ってまいります。

学校給食につきましては、安全、安心の確保が重要であることから、給食調理施設の適正な維持管理や職員研修の実施を通じて、衛生管理と安全管理を徹底するとともに、給食調理体制の長期的な安定化を図るため、東旭川学校給食センターの調理業務の委託化に取り組んでまいります。

学校給食費につきましては、令和5年度に一食当たりの単価を引き上げ、その上昇分をこれまでで支援してまいりましたが、令和7年度においても、食料品価格の上昇などにより、再び単価を引き上げざるを得ないことから、家計への負担を考慮し、令和5年度の上昇分を保護者に負担いただき、令和7年度の上昇分について引き続き支援をしてまいります。

また、農政部との連携の下、旭川産有機米を提供する日を設けることで、地産地消、地域の食文化などについて学ぶ食育の取組を充実してまいります。

自分の夢の実現を図るキャリア教育や、ふるさと旭川のよさを生かした教育の充実に向けましては、本市の多様な教育資源を活用した体験活動や取組が進められるよう、地域人材や施設のリソースを拡充してまいります。

特別支援教育につきましては、増加傾向が続いている特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズにきめ細かく対応するため、専門員による助言や研修により教員の専門性の一層の向上に努めるとともに、医療的ケアを含めた児童生徒の支援体制の充実を図るなど、インクルーシブ教育システム構築の取組を進めてまいります。

子どもたちの学びの環境を整える

重点的な取組の2つ目は、「子どもたちの学びの環境を整える」であります。

冷房設備の整備につきましては、昨今の記録的な猛暑を受け、児童生徒の命と健康を守るため、令和9年度までに、市内全ての小中学校73校の普通教室及び職員室に対し、エアコン整備が完了するよう引き続き取り組んでまいります。

学校の増改築につきましては、令和8年度からの供用開始に向け、豊岡小学校体育館の工事を継続してまいります。

耐震化につきましては、令和7年度末までに、全ての校舎及び体育館等構造部の工事が完了することから、今後は体育館のバスケットゴールの落下防止対策や、窓ガラスの飛散防止措置等の非構造部材の耐震化について、令和12年度までの整備完了を目指してまいります。

「ゼロカーボンシティ旭川」の実現に向けた取組につきましては、小中学校の照明器具をLED化し、児童生徒の学習環境向上を図るとともに、消費電力を削減してまいります。

また、不審者の学校敷地内への侵入を未然に防止し、児童生徒の安全を確保するため、令和7年度中の全小中学校への整備完了を目指し、順次防犯カメラの設置を進めてまいります。

小中学校の適正配置につきましては、児童生徒のより良い教育環境を整えるため、「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、保護者や地域住民の理解を得ながら、学校の統合や通学区域の見直しに取り組んでまいります。

就学援助につきましては、関係部局と連携し、各種制度や相談窓口を周知するなど、支援制度活用に応じた保護者負担の軽減ときめ細かな情報提供に努めてまいります。

国のGIGAスクール構想により整備された1人1台端末が令和3年4月に使用を開始してから約4年を経過したことから、最新の機器により、情報活用能力を身に付け、主体的に学び、多様な人々と協働して課題を解決しようとする子どもの育成に資するため、着実にその更新を進めてまいります。

子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる

重点的な取組の3つ目は、「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」であります。

コミュニティ・スクールにつきましては、中学校区単位での連携や地域学校協働活動との一体的な推進を着実に進めてまいります。

中学校の部活動につきましては、教職員の負担軽減に向け、単独指導が可能な部活動指導員の配置拡充を図るとともに、休日における地域クラブ活動への移行に向け、市長部局、学校及び競技団体と連携した取組を進めてまいります。

教職員が心身ともに充実した状態で、「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、日々生き活きと児童生徒と接することができる環境の整備に向け、保護者や地域の理解と協力を得ながら、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進してまいります。また、教育課題が多様化している中で、それぞれの教職員のキャリアステージに応じた研修を計画的かつ効果的に実施するとともに、研修履歴を活用した受講奨励を行うことにより、教職員の資質能力の育成・向上を図ってまいります。

教職員の服務規律の保持につきましては、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、強い危機意識を持って、教職員一人一人に教育公務員としての自覚を促す指導を徹底し、不祥事の根絶に取り組んでまいります。

『社会教育推進の基本的な考え』

次に社会教育についてであります。

「生涯を通じた学びの振興」、「個性豊かな文化の振興」の着実な実施を目指し、市民の主体的な学習活動と学習成果の地域への還元促進、学習環境の整備・充実、様々な文化芸術活動への支援、郷土の文化に触れる機会の創出に取り組んでまいります。

令和7年度におきましては、旭川市社会教育基本計画に基づき、5つの重点的な取組を進めてまいります。

市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

重点的な取組の1つ目は、「市民一人一人の主体的な学びの機会の充実」であります。

社会的な課題や多様なニーズに対応した学習機会、学習情報の提供につきましては、社会教育施設において児童生徒向けの体験学習やイベントの充実努めるほか、公民館でのデジタルデバイス解消を目的としたスマートフォン講座など、ICTを活用した事業を実施してまいります。

ジオパーク構想の推進につきましては、構想地域で活躍する各種ガイドや学校関係者など様々な方と連携し、貴重な地域資源を活用した講座やツアーを開催することで、教育や観光振興につながる取組の充実を図ってまいります。

開館20周年を迎える科学館におきましては、「特撮」をテーマに、「ゴジラ」をはじめとする実際の作品で使用された道具や資料、旭川を題材にした巨大ジオラマを展示する特別展を開催し、科学への興味関心を高め、楽しく学ぶ機会を提供してまいります。

市民の学びを支える環境の整備

重点的な取組の2つ目は、「市民の学びを支える環境の整備」であります。

市民文化会館の建替えによる整備につきましては、令和6年度に引き続き、施設整備内容の具体的な検討を行う基本計画検討会の開催や関係団体への聞き取りを行うなど、基本計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

中央図書館におきましては、旭川市子ども読書活動推進計画に基づき、全ての子どもが自ら読書に親しむことができる環境づくりを進めるとともに、インターネットを活用した自主的な学習活動を支援するため、読書室のWi-Fi環境の整備に取り組んでまいります。

地域における学びの循環

重点的な取組の3つ目は、「地域における学びの循環」であります。

シニア大学におきましては、学生が社会の担い手として学習成果を地域に還元できるよう、地域共

生社会の実現に向けたカリキュラムの充実を図ってまいります。

生涯学習フェアまなびピアあさひかわにつきましては、生涯学習に取り組む市民団体等による実行委員会が自ら企画・運営することで、地域社会を担う意識を醸成するとともに、日頃の活動の成果を地域に還元する機会として開催いたします。

地域学校協働活動につきましては、モデル地域の主体的な活動を促進するとともに、コーディネーターを配置できた中学校区を新たなモデル地域に設定し、地域と学校の更なる連携・協働体制の整備を進めてまいります。

市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実

重点的な取組の4つ目は、「市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実」であります。

旭川ミュージックウィークでは、昨年に引き続き、空港で結ぶ友好都市提携を締結した豊中市ゆかりの演奏者を招へいするほか、市民文化会館及び大雪クリスタルホールにおきましては、多くの市民が優れた舞台公演を鑑賞できるよう自主文化事業を実施いたします。

文化芸術団体への支援につきましては、演奏会や展覧会などを実施する団体に対し経費の一部を補助するとともに、市民ギャラリーやリハーサルホールの運営を継続し、文化芸術活動の場の確保に努めてまいります。

文学資料館におきましては、長年にわたり同館を運営している旭川文学資料友の会が発足25周年を迎えることから、文学資料館収蔵資料図録の発行などの記念事業を支援し、情報発信を充実させてまいります。

彫刻美術館におきましては、第44回中原悌二郎賞を実施し、優れた彫刻作品の鑑賞機会の充実を図るなど、彫刻のまちとしての魅力の発信に努めてまいります。

郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成

重点的な取組の5つ目は、「郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成」であります。

博物館におきましては、まちのあゆみを写真で振り返る企画展や、あさひかわ菓子博の開催に合わせ、菓子作りの文化に触れる企画展を開催し、郷土の歴史や文化への関心を高める機会を提供してまいります。

アイヌ文化の保存と伝承につきましては、令和7年度から第2期計画となる旭川市アイヌ施策推進地域計画に基づき、アイヌ文化の森「伝承のコタン」に再現展示しているアイヌの人々の伝統的な住居「チセ」の補修や博物館におけるアイヌ文化関連講座の充実などに取り組んでまいります。

また、あさひかわ菓子博の来場者を対象として博物館や川村カ子トアイヌ記念館などを巡るスタンプラリーを実施するとともに、菓子博のオープニング式典でアイヌ古式舞踊を披露することで、アイヌ文化関連施設への来館の促進を図ってまいります。

優優良織の技術の伝承と普及促進につきましては、技術伝承者の養成と市民や観光客向けの機織体験事業への支援を継続してまいります。

『むすび』

以上、教育行政推進の重点的な取組について申し上げます。

めまぐるしく変わっていく現代社会において、教育が果たす役割はますます大きくなっておりまゝす。新しい知識、考え方、手法を取り入れ取組を更新していくことが求められる一方で、時代を超えても変わることはない普遍的な価値があることを疎かにしてはならないものと考えます。

教育委員会は、このことを踏まえ、市長部局や地域社会との連携の下、児童生徒や市民が旭川市に愛着をもち、心豊かに幸せを感じながら暮らしていくことができるよう学校教育部と社会教育部が両輪となり、本市の教育の発展に向け全力で取り組んでまいります。

市民並びに議員の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、教育行政方針といたします。